

学校いじめ防止基本方針（鳴滝高等学校定時制夜間部）

1 基本方針で目指す生徒像について

生徒が安心して学び、生活出来る環境をつくるために、思いやりの気持ちを大事にする生徒の育成を目指す。

2 いじめの防止について

- （１）LHR や集会を通じて、日ごろから相手を思いやる教育を行う。
- （２）計画的に生徒、職員、保護者対象の情報モラルの研修を行う。
- （３）生徒自身がいじめについて考える機会を設ける。（人権教育、生徒会による呼びかけなど）
- （４）学校としての日ごろの取組みが過度な競争にならないように心掛ける。
- （５）分かりやすい授業を心掛け、生徒が自信をもって社会に巣立っていけるように生徒に寄り添った教育に努める。

3 いじめの早期発見

- （１）現在行っているいじめアンケート（年３回）・悩みアンケート（年２回）を活用して、早期発見を心掛ける。
- （２）生徒・保護者が相談しやすい体制を整える。
- （３）学年会等を通じて生徒の情報交換を行う。
- （４）担任や授業担当者は生徒の様子を日ごろから観察し、教職員で情報共有を図るとともに気になる生徒には随時面談を行う。

4 PTA 及び関係機関等との連携について

- （１）PTA 理事会、総会などで携帯電話のマナーについて取り上げる。
- （２）体罰調査と共に保護者へのアンケート調査を行い、指導に活用する。
- （３）必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに助言を求める。

5 いじめ対策委員会について

（１）構成員

教頭、生徒支援部（主任、副主任、担当者）、教務主任、保健部（主任、副主任）
関係学年次主任、関係担任、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、外部関係者

（２）年間計画

定期的に年２回開催。いじめアンケート、悩みアンケート等の調査を受けて、必要に応じて随時開催する。

6 いじめが確認された場合

ただちに「いじめ対策委員会」を開き、次の内容を審議する。

①事実の確認

加害者、被害者の互いの人権を尊重し、慎重に調査を進める。

②今後の指導方針

③加害、被害生徒への対応、保護者への連絡等、具体的な対応について確認

加害者がいじめを認めた場合は、いじめ再発防止の措置をとる。

④重大事態と判断された場合、県教育委員会に報告し外部機関と連携をはかる。

⑤「いじめ根絶」を生徒に訴えかけるとともに定期的に加害者、被害者と面談し、心のケアに努める。

令和4年1月17日改正

令和6年5月14日改訂